

旭川医科大学非常勤職員（短時間勤務職員）給与規程の一部を改正する規程を次のように定める。

旭川医科大学長
学長職務代理 理事 松野 丈夫

旭川医科大学非常勤職員（短時間勤務職員）給与規程の一部を改正する規程

旭川医科大学非常勤職員（短時間勤務職員）給与規程（平成16年旭医大達第156号）の一部について、下表右欄（「現行」欄）を、同表左欄（「改正後」欄）のように改正する。

※下線部分は改正箇所を示す。

改正後	現行
<p>(略)</p> <p>(給与の種類)</p> <p>第3条 職員の給与は、勤務1時間当りの給与（以下「時間給」という。）又は勤務1日当りの給与（以下「日給」という。）及び諸手当として支給する。</p> <p>2 諸手当は、通勤手当、高所作業手当、死体処理手当、放射線取扱手当、高気圧治療室内作業手当、夜間看護等手当、超過勤務手当、休日手当、夜勤手当、宿日直手当、術後管理手当、待機手当、救急勤務医等手当、診療特別手当、ドクターヘリ搭乗手当、分娩手当、時間外手術等手当、分娩待機手当、保健管理センター業務手当、<u>学位論文審査手当及び新型コロナウイルス患者対応業務手当</u>とする。</p> <p>(略)</p> <p><u>(新型コロナウイルス患者対応業務手当)</u> (新設)</p> <p><u>第17条の12 新型コロナウイルス患者対応業務手当は、職員が新型コロナウイルスの</u></p>	<p>(略)</p> <p>(給与の種類)</p> <p>第3条 職員の給与は、勤務1時間当りの給与（以下「時間給」という。）又は勤務1日当りの給与（以下「日給」という。）及び諸手当として支給する。</p> <p>2 諸手当は、通勤手当、高所作業手当、死体処理手当、放射線取扱手当、高気圧治療室内作業手当、夜間看護等手当、超過勤務手当、休日手当、夜勤手当、宿日直手当、術後管理手当、待機手当、救急勤務医等手当、診療特別手当、ドクターヘリ搭乗手当、分娩手当、時間外手術等手当、分娩待機手当、保健管理センター業務手当<u>及び学位論文審査手当</u>とする。</p> <p>(略)</p>

患者に直接接して行う業務（受入，診察，治療，看護又は検査等）に従事した場合に支給する。

2 前項の手当額は，業務に従事した1日につき，4,000円とする。

3 第1項の新型コロナウイルス感染症の対象疾病及び当該手当の支給期間は，学長が指定するものとする。

(略)

附 則

この規程は，令和3年6月29日から施行し，改正後の第17条の12の規定は，令和3年4月1日から適用する。

【改正理由】

新型コロナウイルス患者への対応業務に対し，手当を新設するものである。

(略)